

パラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会設置要綱

令和元年 5 月 28 日制定 31 政政政第 195 号

令和 3 年 11 月 22 日改定 3 政政政第 817 号

令和 7 年 4 月 1 日改定 7 ス推企第 19 号

(設置の目的)

第 1 条 東京 2020 パラリンピック競技大会を契機としたパラリンピック・ムーブメントの継承・発展に併せて、ユニバーサルデザイン先進都市東京に向けた取組を推進することを目的として、パラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、東京 2020 大会を契機とした福祉のまちづくり、パラスポーツの盛り上げ等について意見交換を行う。

(組織)

第 3 条 懇談会は、知事及び知事が別途指名する者をもって組織する。

2 懇談会の座長は、知事をもって充て、会務を総理する。

3 懇談会に名誉顧問を置く。名誉顧問は、知事が指名する。

(招集等)

第 4 条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇談会メンバー以外の者を懇談会に出席させ、意見等を求めることができる。

3 懇談会のメンバー及び前項の規定により座長の求めに応じた者が、会議への出席等、懇談会に係る用務を行った場合、都の定める基準により謝礼金を支払うことができる。

(資料等の公開)

第 5 条 懇談会の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第 6 条 懇談会の事務局は、スポーツ推進本部スポーツ総合推進部企画調整課とする。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。